

# 吸収分割に関する事後備置書類

2023年1月1日

東京都競馬株式会社

株式会社東京プロパティサービス

2023年1月1日

各位

東京都大田区大森北一丁目6番8号  
東京都競馬株式会社  
代表取締役社長 中西 充

東京都品川区勝島二丁目1番2号  
株式会社東京プロパティサービス  
代表取締役社長 猪口 圭一

### 吸収分割に係る事後開示書面

東京都競馬株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社東京プロパティサービス（以下「承継会社」といいます。）は、2022年10月28日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2023年1月1日を効力発生日をとして、吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を実施しました。本会社分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は以下のとおりです。

なお、本会社分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第796条第1項に定める略式分割となります。

1. 本会社分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2023年1月1日

2. 分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

分割会社は、会社法第784条第2項の規定（簡易分割）に該当するため、会社法第784条の2の規定による手続は行っていません。

(2) 会社法第785条による手続の経過（反対株主の買取請求）

分割会社は、会社法第784条第2項の規定（簡易分割）に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っていません。

(3)会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権の買取請求）

分割会社は新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

(4)会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

本会社分割において、分割会社が承継会社に承継した一切の債務に関して分割会社が併存的債務引受を行いましたので、分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者は存在しないことから、当該手続を行う必要はありませんでした。

3. 承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 189 条第 3 号、同第 201 条第 3 号)

(1)会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第 796 条の規定に定める請求はありませんでした。

(2)会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第 797 条の規定に定める請求はありませんでした。

(3)会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 11 月 11 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はいませんでした。

4.本会社分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項  
(会社法施行規則第 189 条第 4 号、同第 201 条 4 号)

分割会社は、本会社分割の効力発生日である 2023 年 1 月 1 日をもって、商業施設事業(大井競馬場前ショッピングモール ウィラ大井)に関する権利義務を承継会社に承継させました。これにより承継させた資産の額は 2,224 百万円、負債の額は 364 百万円（いずれも概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号、同第 201 条 5 号）

本会社分割に関する分割会社及び承継会社の変更登記申請は、いずれも 2023 年 1 月 5 日に行う予定です。

6. 吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号、同第 201 条 6 号）

分割会社は、本会社分割に際し、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」第 2 条の規定に基づく労働者への通知を 2022 年 11 月 1 日に行いましたが、所定の期間内に異議を述べた労働者はありませんでした。

以上